平成29年分所得税の確定申告と 30年度の市・県民税(住民税)の 申告の受け付けが始まります。市・ 県民税の申告書の発送は、1月24 日休の予定です。

【広報 I D】1000458

☎613-8497~8498 電子メール: マイナンバーカード申請については、

siminzei@city.morioka.iwate.jp

●市民税課(市役所本館2階)

●市民登録課(市役所本館1階) **☎**613-8307

市・県民税の申告日程と会場

申告期限 **3/15**㈱

郵送でも 申告できます

●盛岡地域

2/20火

3 / 15休

5.	受付日	受付時間	会場	10.00
3	2/1(木)	9時半~12時、13時~16時	高松地区保健センター(上田字毛無森)	1000
	2/2金	9時半~12時、13時~16時	みたけ地区活動センター (みたけ四)	1000
	∠ / ∠ (並)		中野地区活動センター(東安庭字小森)	130.00
9	2/5例	9時半~12時、13時~16時	太田地区活動センター(中太田深持)★	2,403,2
	2/3(H)	10時~12時、13時~15時	銭掛地区振興センター(新庄字銭掛)	2.1
	2/6火	9時半~12時、13時~16時	松園地区公民館(東松園二)★	1000
	2/7冰	9時半~12時、13時~16時	青山地区活動センター(青山三)★ ※盛岡西警察署隣	A COLUMN TO SERVICE
in the	2/8休	9時半~12時、13時~16時	青山地区活動センター(青山三)★ ※盛岡西警察署隣	
			北厨川老人福祉センター(厨川一)	12000
-	2/9億	9時半~12時、13時~16時	西部公民館(南青山町)	18
Ž.	2/13火	9時半~12時、13時~16時	土淵地区活動センター (前潟四)	030/
	2/13(X)	10時~12時、13時~15時	つなぎ地区活動センター(繋字堂ケ沢)★	000
1.5	2/16金	10時~11時半	根田茂地区コミュニティ消防センター (根田茂 5)	TLOCATO 1257
		13時半~15時	砂子沢生活改善センター(砂子沢10)	1 2
	2/19例	9時半~12時、13時~16時	太田老人福祉センター(上太田細工)	11.11.1
4	Z/19(H)	9時半~12時、13時~15時	上米内地区振興センター(上米内字中居)	100
	2 /20似	9時半~12時、13時~16時	本宮老人福祉センター(本宮四)	1.0.10

|簗川地区振興センター(簗川5)

市役所8階大ホール(内丸)

●都南地域

受付日	受付時間	会場
2/14%	9時半~12時、13時~16時	乙部農業構造改善センター(乙部6)★
2/15休	9 時半~12時半	「△部辰未悔迫以苦セノダー(△部り)★
2/16金	9時半~12時、13時~16時	飯岡農業構造改善センター(下飯岡8)★
2/26例~ 3/15休	9時~12時、13時~16時	都南分庁舎4階会議室(津志田14)

●玉山地域

	受付日	受付時間	会場
Section 2	2/8休~14休	9時半~12時半、13時~16時 ※14日のみ9時半~12時半	玉山地区公民館(日戸字鷹高)★
ŝ	2/15休	10時半~12時半、13時~15時	岩洞活性化センター(薮川字外山)
	2/19例~28例	9時半〜12時半、13時〜16時 ※28日のみ9時半〜12時半	好摩地区公民館(好摩字野中)★
	3/1(株)~15(株)	9時半~12時半、13時~16時	玉山総合事務所3階会議室 (渋民字泉田)
ľ			

◎表の期間以外に会場は設けません。必ず期間内に申告してください ◎地区ごとの指定日はありませんので、都合のいい日に会場へお越しく

◎いずれも土・日曜、祝日を除きます

東北税理士会盛岡支部の

無料相談会もご利用ください 【問】県税理士会館☎622-5160

2/21(水) 9時半~12時、13時~16時 | 仙北地区活動センター (仙北二)

2/22休 9時半~12時、13時~16時 | 簗川老人福祉センター (川目10) ★

税理士による還付申告相談会

【日時】2月3日生・4日田

10時~16時※受け付けは15時まで

【場所】Nanak 7階ホール(中ノ橋通一)

【内容】年金受給者や給与所得者の医療費控除な どの還付申告相談

る場合があります。3ページにあ る必要書類を準備し、時間に余裕 を持ってお越しください ★の会場では、マイナン

■会場へは公共交通機関をご利用く ださい。また、市役所へ車で来る 人は、市指定駐車場*をご利用く ださい

■申告書の作成には1時間以上かか

※市指定駐車場はこちら→



30年度市・県民税の主な改正点

●給与所得控除の見直し

給与収入額1千万円以上の場合、一律220 万円の給与所得控除となります。(29年度 までは1200万円以上の場合、230万円の給 与所得控除)

●セルフメディケーション税制の新設

健康診査や予防接種など、健康の保持増 進と疾病の予防への一定の取り組みを行って いる人が所得控除を受けられる医療費控除の 特例です。対象は、自分または同一生計の配 偶者とその他親族のために特定の医薬品(対 象商品は領収書に記載)の購入費を支払った

■この特例は34年度までの特例制度で、従 来の医療費控除と併用して控除は受けられま せん

バーカード申請ができま

す。無料で顔写真撮影が

できるので便利!

- ■申告者本人の健康診査の結果通知表や予防 接種の領収書などの書類が必要です
- ●医療費控除・セルフメディケーション 税制の明細書の添付

セルフメディケーション税制を含め、医療 費控除を適用する場合、表の事項を記載した 明細書を自作し、添付することが必要になり ました。また、領収書は5年間保管してくだ さい。

セルフメディケーション税制の 控除額は表の★から1万2000 円を差し引いた金額になります。 (上限8万8000円)

表 明細書に必要な記載事項

支払った医療費の額(A) 医療を受けた人の名前 病院や薬局などの支払先の名称 Aのうち生命保険や社会保険などで補 てんされる金額 (B) | 走額金額(A-B)の合計

セルフメディケーション税制の

支払った金額 (A) 薬局など支払先の名称 医薬品の名称 Aのうち生命保険や社会保険などで補 てんされる金額 (B) 差額金額(A−B)の合計★

申告が必要が確認してみましょう

、スタート//

右の「所得税の確定申告が必要 な人」に該当する



平成30年1月1日現在、盛岡市 に住民登録がある

↓ はい

⇒ いいえ

住民登録があった市町村へ いいえ 申告してください

平成29年中に収入があった ※非課税収入(遺族・障害年金、失 業給付金、児童扶養手当など)の いいえ みの人は「いいえ」へ

平成30年1月1日現在、 盛岡市に住民登録がある親 族が、あなたを扶養親族と して申告している

年金収入額(年額)が次に該当する

※扶養の追加や修正をしたい人は「いいえ」へ

ある。または、控除の内容に修正がある。

昭和28年1月2日以降に生まれた人→101万5000円以下

昭和28年1月1日以前に生まれた人→151万5000円以下

いいえ

源泉徴収票に記載されている控除のほかに、追加したい控除が

・扶養控除、寡婦(寡夫)控除、障害者控除などの追加や修正

・社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの追加

平成30年1月1日現在に

申告の 必要なし はい゛

このフローチャートは

目安です。不明な点は

お問い合わせください

いいえ

BA

が、市・県民税の申告が必要となります ❸営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得の合計 額が、所得控除額の合計額を超えた人

●平成29年中の収入について、次の①~③のうち該当するものを選んでください

①収入が給与のみ、または 給与と公的年金のみだった ※「給与収入+非課税収入」 の人も含む

↓ はい

給与収入について会社

↓ はい

で年末調整を受けた

はい

----> B ^ いいえ

年末調整を受けた会社以外 からの給与収入があった ※前職分の給与を含めて年末 調整した人は「いいえ」へ

 $\rightarrow B_{\wedge}$ はい

いいえ

②収入が公的年金のみだった ※「公的年金+非課税収入」 の人も含む

しはい

③営業や農業、不動産、公的年金以外の雑、 一時、譲渡 所得などの収入があった ※これらのほかに、給与や公的年金収入が

あった人も含む

必要なし

B

申告の

いいえ 必要なし

はい

■所得税の確定申告が必要な人

○収入が2000万円を超えた人

のいずれかに該当する人

平成29年中の収入または所得が次の●~❸に該当する人

●給与収入(パート・アルバイト収入を含む)があり、次

○給与のみの収入で、社会保険料控除、医療費控除や住

宅ローン控除などを受け、所得税の還付申告をする人 ○年末調整した給与以外に営業や農業、不動産、雑、-

○2カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した

○公的年金のみの収入で、所得税の還付や納付の申告を

○公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人

※公的年金の収入金額が400万円以下で、ほかの所得 が20万円以下の人は所得税の納付の申告は不要です

時、譲渡などの所得が20万円を超えた人

給与以外の給与収入が20万円を超えた人

❷公的年金の収入があり、次のいずれかに該当する人

注意!

はい

B

申告の

税の申告が必要な人が申告し なかった場合は、各種届け出 や申請に必要な課税(所得) 証明書の交付が受けられませ ん。また、国民健康保険税や 後期高齢者医療保険料、介護 保険料、医療、福祉、保育な どの算定や判定が正確にでき

ないことがあります

所得税の確定申告が必要です ---> アイーナ会場で申告してください

※所得税の確定申告をする人は市・県 民税の申告をする必要はありません ●申告日程と会場

■会場:アイーナ7階(盛岡駅西通一) ※盛岡税務署には会場を設けていません

■日時: 2月16日金~3月15日休

9時~16時 ※土・日曜は休みます

※2月18日(日)と25日(日)は開設します

●個人事業税

個人事業税は、事業を営む個人が県に納め る税金です。詳しくは、盛岡広域振興局県税 部直税課へお問い合わせください。

■インターネットで申告書が作れます 詳しくは、e-Taxのホームページ http://www.e-tax.nta.go.jpをご覧ください。

はい

≪確定申告に関すること≫ ●盛岡税務署電話相談センター

☎622-6141 (音声案内) ≪個人事業税に関すること≫

●盛岡広域振興局県税部直税課

〒020-0023 内丸11-1

☎629-6543

市・県民税の申告が必要です ---> 2ページの会場で申告してください

※所得税の確定申告が必要になる場合もあります

●必要書類など

- ■市・県民税申告書
- 1月24日(水)から各支所・出張所で配布
- ■印鑑:朱肉を使用するもの。認印可
- ■マイナンバーと身元が確認できる書類
- ■29年中の収入が分かる書類
- ・源泉徴収票(給与や公的年金)や支払調書 (報酬)など
- ・収支内訳書:営業や農業、不動産などの所 得がある人は、収入や経費、所得などをあ らかじめ記入してご持参ください

■所得控除の内容を証明する書類

- ・支払った医療費や国民健康保険税、後期 高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険 料、寄附金、雑損失などの明細書や領収証、 証明書
- ・国民年金保険料や生命保険料、地 震保険料の控除証明書
- ・身体障害者手帳や療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳、障害者控除 対象者認定書など



ある人は、前年の収支内訳 書の控えを参考に、収入 🛝



2 [広報もりおか 30.1.15]